平成２９年（フ）第２１３号
大阪府大阪狭山市半田６丁目1199番地の２（３号）
債務者　中川あけみ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
堺市東区高松219番地１　エスポワール岩田403号
債務者　原田　望美（旧姓酒井・乾）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
堺市西区草部1482番地６
債務者　松田　理香
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
大阪府富田林市中野町２丁目534番地１（104）
債務者　松本　剛宣
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
堺市南区若松台２丁３番18―205号
債務者　大塚　佳香
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
大阪府柏原市法善寺２丁目６番11号
債務者　齋藤　実咲（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
大阪府富田林市中野町３丁目3115―１、住民票上の住所大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目２番５号
債務者　辻　　正喜
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
静岡県島田市中河町8970番地の15
債務者　宮田　麻紀
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目30番16―215号メゾン・ド・カージュ
債務者　落合　光男
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
静岡県浜松市南区三島町1044番地の１　グランベルＡ号
債務者　中村　浩行
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
静岡県浜松市南区若林町861番地の１ミレニアムU105号
債務者　井ノ口晋輔
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
静岡県浜松市東区天龍川町1161番地
債務者　山本　克明
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
静岡県浜松市南区小沢渡町1459番地の２
債務者　井上　幸枝（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１３６号
東京都調布市小島町２丁目39―１―102
債務者　納谷　莉子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９０号
東京都江戸川区南小岩２丁目23―２―102
債務者　志村　榮子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９９号
東京都練馬区田柄４丁目23―５―305
債務者　進藤　美樹
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０１号
東京都板橋区坂下３丁目16―１―401
債務者　福岡　修平
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部